平成２２年（フ）第８１７号
鹿児島県鹿児島市小松原１丁目56番17号
コーポ三好102号
債務者　柳川　育美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８２０号
鹿児島県鹿児島市西伊敷３丁目35番22―43号
債務者　岩元美代子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第８３２号
鹿児島県鹿児島市谷山中央７丁目10番８号
谷山ハイツ103号
債務者　徳　亜衣香
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７１号
鹿児島県指宿市山川福元6252番地１
債務者　山内　康司
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第２７６号
宮城県栗原市若柳字川北荒町87番地
債務者　山田　和浩
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第８６号
秋田県大館市餅田２丁目４番15―５号
債務者　秋本　千鶴
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１００号
秋田県大館市字一心院南１番地７
債務者　齋藤加代子
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１０１号
秋田県鹿角市八幡平字谷内谷地９番地
債務者　阿部　裕紀
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１３０号
群馬県みどり市大間々町大間々887番地１
債務者　清水恵理子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１３５号
群馬県みどり市笠懸町鹿3874番地１　小屋ハイツ202号
債務者　山岸　　円（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１３９号
三重県名張市滝之原3360番地
債務者　福岡　久治
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２５３号
滋賀県彦根市戸賀町89番地２　103号、前住所滋賀県彦根市錦町３番９号
債務者　西沢　伸浩
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２７５号
滋賀県彦根市野田山町569番地２　201号
債務者　夏川　美帆（旧姓遠原・前野）
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第２０６１号
京都市伏見区深草泓ノ壺町123番地
債務者　奥野　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２３号
京都市南区西九条大国町25番地１　ジョイアネックス東寺406号
債務者　中西　和幸
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
鳥取県鳥取市福部町高江180番地４
債務者　山村加代子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５４号
鳥取県鳥取市福部町高江180番地４
債務者　山村　　学
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
鳥取地方裁判所民事部